森林環境税(仮称)の 基本的な制度設計に関する検討

地方譲与税制度の沿革

地方譲与税制度の創設

昭和29年度

- ・道府県税であった入場税を国税とした上で、その税収の10分の9を入場譲与税として都道府県に譲与する仕組み
- ・揮発油税(国税)の3分の1を揮発油譲与税として地方団体に譲与する仕組み

を創設。

地方譲与税制度の経緯

昭和29年度 入場譲与税、揮発油譲与税の創設

昭和30年度 地方道路譲与税の創設、揮発油譲与税の廃止(地方道路税の創設に伴うもの)

昭和32年度 特別とん譲与税の創設(特別とん税の創設に伴うもの)

昭和37年度 入場譲与税の廃止(所得税減税、道府県民税、地方たばこ消費税の拡充に伴うもの)

昭和40年度 石油ガス譲与税の創設(石油ガス税の創設に伴うもの)

昭和46年度 自動車重量譲与税の創設(自動車重量税の創設に伴うもの)

昭和47年度 航空機燃料譲与税の創設(航空機燃料税の創設に伴うもの)

平成元年度 消費譲与税の創設(消費税の創設に伴うもの)

平成 9 年度 消費譲与税の廃止(地方消費税の導入に伴うもの)

平成16年度 所得譲与税の創設(所得税から住民税への税源移譲に伴う暫定措置)

平成19年度 所得譲与税の廃止

平成20年度 地方法人特別譲与税の創設(地方法人特別税の創設に伴うもの)

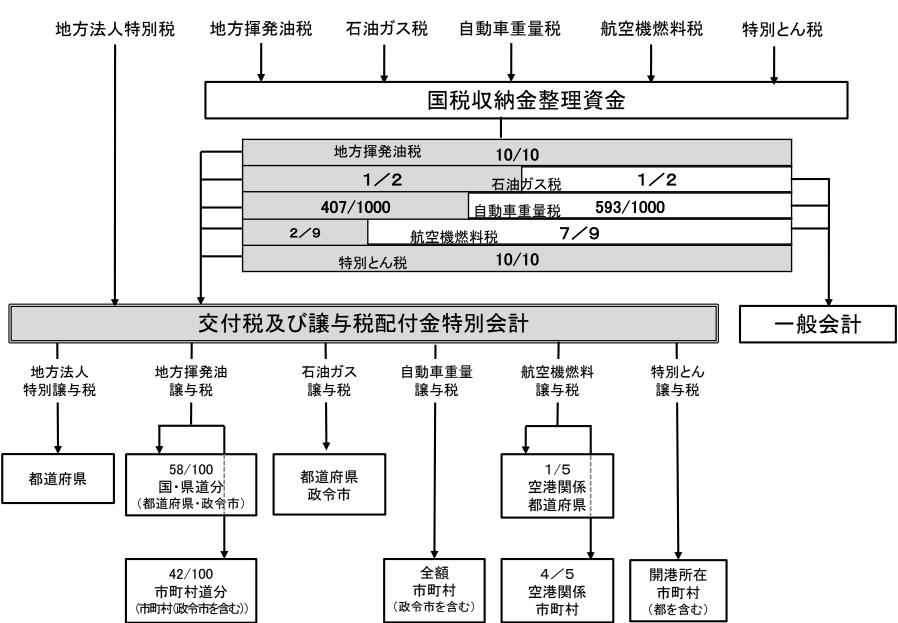
地方譲与税の概要

				T	T	
譲与税目	地方揮発油譲与税※1	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	地方法人特別譲与税
譲与総額	地方揮発油税収入額 の全額	石油 ガス 税 収 入 額の1/2	自動車重量税収入額の1/3 の1/3 当分の間、1/3→407/1,000 に引上げ	航空機燃料税収入額 の2/13 「平成23~31年度の間、 2/13→2/9に引上げ	特別とん税収入額 の全額	地方法人特別税収入額 の全額
課税標準及び 税率等	製造場からの移出又は保 税地域からの揮発油引取 数量 揮発油に係る税 53,800円/kℓ 「揮発油税 48,600円/kℓ 地方揮発油税 5,200円/kℓ (租特法88条の8)		自動車検査証を受ける 車・車両番号の指定を 受ける軽自動車 例)乗用自動車自家用 (3年) 12,300円/自重0.5℃	航空機に積み込まれた航空 機燃料の数量 26,000円/kℓ ※ 平成23~31年度の間 26,000円/kℓ→18,000円/kℓ (租特法90条の8)	開港へ入港する外国貿易船 の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トン	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割 額及び所得割額によっ て課税される法人 税率 414.2% 所得割額によって課税 される法人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額によって課税 される法人 税率 43.2%
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む)	都道府県・指定都市	市 町 村 (特別区含む)	空港関係都道府県 空 港 関 係 市 町 村	開港所在市町村	都道府県
譲与基準	○都道府県・指定都市 (58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の面積 〇市町村 (42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の面積	1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	市町村 4/5 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世帯数 都道府県 1/5 市町村の譲与基準により算 定した額	開港への入港に係る特別と ん税の収入額に相当する額	
譲与基準の補正について	幅員による補正	普通交付税算定に用いる 道路橋りょう費の測定単 位当たりの補正率による 補正	り補正	着陸料の収入額、空港の管理 の態様、空港の所在、騒音の 程度等により補正	なし	なし
使 途	条件・制限なし (地方道路譲与税は道路費用)	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・空港対 策	条件・制限なし	条件・制限なし
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月
平成28年度譲与額	2,610億円	88億円	2,657億円	1 4 7 億円	1 2 3 億円	17,776億円
平成29年度地財計画額	2, 560億円	8 3 億円	2, 560億円	149億円	1 2 5 億円	19,887億円

^{※1} 地方揮発油譲与税には地方道路譲与税を含む。

^{※2} 地方交付税の財源超過団体については、地方揮発油譲与税(都道府県・指定都市分)の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額)を制限する制度が設けられている。

地方譲与税の流れ(平成29年度)



地方譲与税(過去のもの)の概要

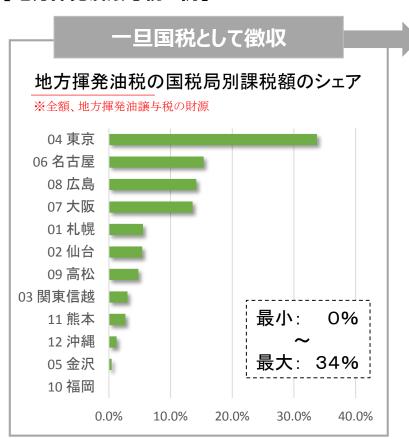
譲	与	税	目	入場譲与税	消費譲与税	所得譲与税
施			行	昭和29~36年度	平成元~8年度	平成16~18年度
譲	与	総	額	入場税の収入額の9/10 (昭和31年度からは全額)	消費税の収入額の1/5 (平年度10,885億円)S63制度設計時	平成16年度 4,249億円 平成17年度 11,159億円 平成18年度 30,094億円
課	税	標	準	入場料金	国内において事業者が事業として 対価を得て行う資産の譲渡等及び 外国貨物の輸入	所得税収入額のうち 所得譲与税法に定められた額
使			途	制限なし	制限なし	制限なし
譲	与	寸	体	都道府県	都道府県(6/11)・市町村(5/11) (特別区を含む)	都道府県・市町村 (特別区を含む)
譲	与	基	準	人口	県:人口(1/4)·従業者数(3/4) 市:人口(1/2)·従業者数(1/2)	人口 等
創	設	経	緯	もともと地方税であった入場税を、 税源配分の調整手段の一方法とし て譲与税化	消費税創設に伴い調整対象となった一般財源である地方間接税の代替(電気税・ガス税・木材引取税の廃止、料理飲食等消費税の改組、娯楽施設利用税の改組、たばこ消費税の税率調整等)	個人の所得課税に係る国から地方 公共団体への本格的な税源の移 譲を行うまでの間の措置

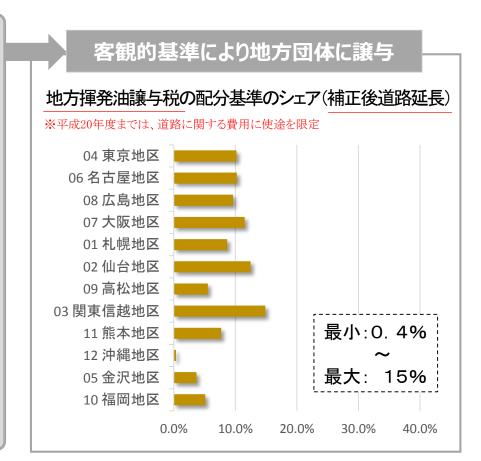
地方譲与税による配分のイメージ(1)

○ 税源の本来的性格やその地域的偏在性等によって、税が徴収される場所と行政サービスが供給される場所とが乖離するため、一旦国税として徴収し、関連する客観的基準によって配分。

交付税特別会計

【地方揮発油譲与税の例】





※国税庁HPより 平成26年度課税状況(税額)

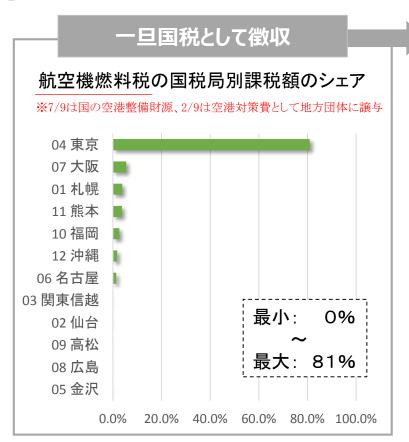
※平成26年度3月期の都道府県・政令市あて譲与に用いた配分基準を、左記の国税局の管轄 都道府県別に集計したもの。それぞれの地区に該当する都道府県は以下のとおり。

(01札幌地区)北海道 (02仙台地区)青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県 (03関東信越地区)茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県 (04東京地区)千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 (05金沢地区)富山県、石川県、福井県 (06名古屋地区)岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 (07大阪地区)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (08広島地区)島取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (09高松地区)徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (10福岡地区)福岡県、佐賀県、長崎県 (11熊本地区)熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (12沖縄地区)沖縄県

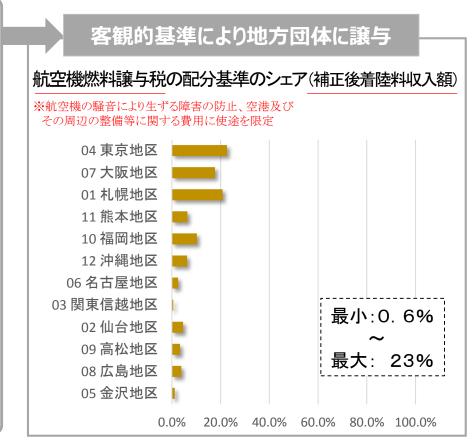
地方譲与税による配分のイメージ②

○ 税源の本来的性格やその地域的偏在性等によって、税が徴収される場所と財政需要が生じる場所とが乖離するため、一旦国税として徴収し、関連する客観的基準によって配分。

【航空機燃料譲与税の例】



交付税特別会計



※国税庁HPより 平成26年度課税状況(税額)

※平成26年度3月期の市町村あて譲与に用いた配分基準を、左記の国税局の管轄都道府県別に集計したもの。それぞれの地区に該当する都道府県は以下のとおり。

(01札幌地区)北海道 (02仙台地区)青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県 (03関東信越地区)茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県 (04東京地区)千葉県、東京都、神奈川県、山梨県 (05金沢地区)富山県、石川県、福井県 (06名古屋地区)岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 (07大阪地区)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (08広島地区)島取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (09高松地区)徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (10福岡地区)福岡県、佐賀県、長崎県 (11熊本地区)熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (12沖縄地区)沖縄県

ドイツの共同税について

- ドイツ連邦共和国は、連邦と16の州によって構成されている。州は、連邦参議院を通じて、 連邦の立法及び行政に協力することとされており、連邦参議院は州政府の構成員によって構 成されている。
- 地方共同税に係る連邦法は、連邦参議院の同意が必要とされ、州の意思が地方共同税の制度設計に反映される仕組みが担保されている。

ドイツ基本法(抄)

第105条 [租税に関する立法権限]

- (1) 連邦は、関税および財政専売に関する専属立法権を有する。
- (2) <u>連邦は、その他の租税の収入の全部または一部が連邦に帰属する場合</u>、または第72条2項の要件が存在する場合には、これらの租税について、<u>競合的立法権を有する</u>。
- (2a) 諸ラントは、連邦法で定められた租税と同種のものではない限りにおいて、地域的消費税および地域的奢侈税に関する立法権を有する。
- (3) 全部または一部が諸ラントまたは市町村(市町村連合)の収入となる租税に関する連邦法は、<u>連邦参議院の同意を必要とする</u>。

第106条 [租税収入の配分]

(3) <u>所得税、法人税および売上税は、</u>所得税の収入が第5項によって、および, 売上税の収入が第5a項によって、市町村に配分されない限度において、<u>連邦とラントに共同に帰属する(共同租税)</u>。連邦およびラントは、所得税および法人税の収入を、それぞれ半分ずつ取得する。売上税に対する連邦およびラントの取得分は、連邦参議院の同意を必要とする連邦法で確定する。(以下略)

「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」 全国知事会 地方税財政制度研究会(平成25年9月17日)(抄)

第3 改革の方向性

- 2. 引き続き検討すべき改革
- (1)地方共同税

(基本的考え方)

国に頼ることなく地方自らが偏在性が小さくかつ安定的な税財源を確保する方法の一つとして、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するため、地方消費税分を地方が共同で主体的に増税し、客観的な指標で配分するといった方策が考えられる。

また、対象税目を地方消費税に限定せず、地方税の一部を地方の共通課題のための共通財源と位置づけ調整する仕組みの創設も考えられる。

具体的には、例えば、「教育等を通じた人材育成」を地方全体の共通課題と位置づけ、これを支える税を地方が共同して確保し、共通課題と関連性を有する客観的指標により配分するといった地方共同税の制度には、一定の合理性があるものと考えられる。

一方、地方共同税をいったん水平調整的な位置付けとしてしまうと、なし崩し的に地方税全体が財政調整に使われてしまうことが懸念される。いわゆるナショナルミニマムを確保するための財源保障は国の責任であり、地方交付税の果たすべき役割である。地方税である地方共同税は、そのナショナルミニマムが実現されていることを前提に、プラスアルファの共通課題に対応するための制度とすべきである。

なお、地方共同税の税率については、地方の合意に基づいて、地方が主体的に一律に決めることができる仕組みが必要であり、条例という形式ではなく、地方の意見を反映させる仕組みを確保した上で、法律で定める形式がよいのではないかと考えられる。

また、各地方団体への配分については、全団体間で所要額を調整する方式、形式上国税と位置付けた上で、地方 譲与税の仕組みを活用して地方団体間で調整を行う方式、国の特別会計に、各地方団体が徴収した地方共同税を 地方税のまま拠出し、客観的指標により各地方団体に再配分する方式などが考えられる。

神奈川県自治行財政権の法制的確立に関する研究会 報告書(抄)(平成24年3月)

4 自治税財政の抜本改革をめざす

(4)新自治税制をどう構築するか

- 1)(前略)自治体が全国普遍的で安定的な税収を確保できる地方新税のあり方については、これまでの知見を超えた新たな理論的検討が必須だと考えられる。
- 2) 地方税の新たな編成として考えられるのが、すでに論議され出している「地方共同税」である。

この地方共同税が何かについて、各自治体の自己徴収税源である税目だけでなく、本質的に共同徴収して調整配分すべき理由のある"共同税目"であるという見解が考えられる。それはさらに、たんに税収に地域格差が生じやすく財政調整を要するというのにとどまらず、国税とちがう"応益地方税"の応益税性(自治体の行政サービスに受益した住民の生活・事業上の収入に見合う税負担)および応能地方税の地方応能性(国税の全国的な応能性とは異なる地域的な応能性)が、各自治体の区域内では完結しない場合が多くなり、生活圏・経済圏の拡大にも見合う広域的な応益性・地方応能性に基づく自治税制の広域性あるいは共同性を示しているという認識である。

これに対し、各自治体が相互に自立した団体であるという筋からはずれる観があるということもでき、真に自治税財政権の確立をめざす今後の地方税制論において追究していかなければならないであろう。

(5)水平財政調整のあり方について

1)各自治体の税収の偏在を自治体間で水平財政調整する際に、"持ち出し"(自己税収分を他自治体に提供すること)の難しさが言われやすい。それを克服する理論も今後求められようが、「地方共同税」論は、税目編成レベルにも及ぶ水平財政調整の基本的根拠という意味合いをもつであろう。

それに加えて、自治体間における水平財政調整の制度設計にあっては、その水平財政調整の単位・地域的範囲の如何が、 その組織機構とともに大きな問題になる。市町村共同税の水平財政調整は多く府県区域の単位で、広域連合・一部事務組合・機関共同設置などになろう(府県の指導補佐的役割は求められるとして)。 府県共同税のそれは、広域連合ないし地方ブロック単位となろう。 そしていずれにしても、共同税の根拠条例を議会民主制的に制定できるのでなければならない。

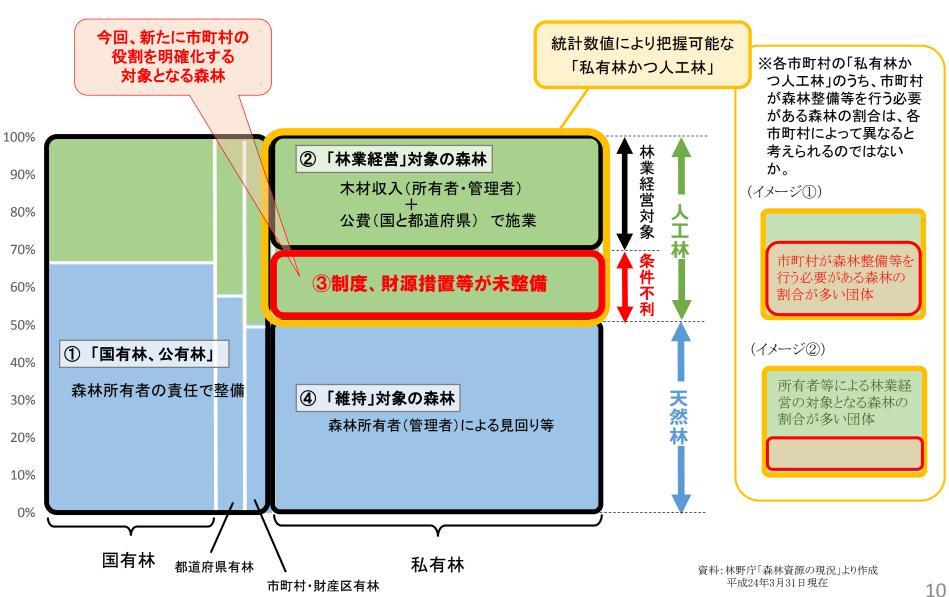
しかも地方共同税によっては、全国単位にもなり得、その組織編成はいっそう重大であろう。

2) それと同時に、共同税の共同徴収の仕組みが問われる。つまり水平財政調整の組織は、配分決定の前に共同賦課徴収に任 ずる組織編成を用意しなければならない。

本研究会の中ではこの点、全国単位の地方共同税の徴収は国税庁(ないし歳入庁)に事務委任するのが効率的だという見解が述べられたが、その当否および実現方法が、自治体の全国組織の役割も含めて論議の的になるであろう。

長期的見地に立って真に全国自治体の自治課税権を有効に自立させる法制としては、こうした課題に積極的取組みをしなければ立ち行かないのである。

新たな仕組みの対象となる森林のイメージ <第3回検討会資料より>



府県の超過課税で市町村に交付金を交付している団体の交付基準

○ 山形県、福島県、長野県、三重県、京都府、広島県の6府県が、超過課税により得られた税収の 一部を財源として、管内市町村に対して交付金を交付している。

団体名	配分額の算定に使用されている指標
山形県	・市町村毎の均等額(基礎額)・森林面積・小学4年生から中学3年生までの児童生徒数
福島県	・市町村毎の均等額(基礎額)・民有林面積、国有林面積・小中学校の一学年平均児童生徒数、小中学校数、義務教育学校数
長野県	・市町村毎の均等額(基礎額)・民有林面積・県民税均等割納税義務者数

団体名	配分額の算定に使用されている指標
三重県	・市町村毎の均等額(基礎額) ・森林面積 ・人口
京都府	・市町村毎の均等額(基礎額)・森林面積・人口・県民税均等割納税義務者数(個人)
広島県	・市町村毎の均等額(基礎額)・県有林等を除く民有林面積・人口

(※)各団体ともに、上記の指標により配分する交付枠の他、別途定められた事業や知事が特に認める事業等に対する特別な交付枠も設定している。

市町村及び都道府県の事務処理の原則

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

第二条 (略)

- **O2** 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- **O3** 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の 事務を処理するものとする。
- **〇4** 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- **O5** <u>都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関</u>するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。
- **O6** 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- ○7~17 (略)

『逐条地方自治法』(第8次改訂版(松本英昭 著))より

- ・「広域にわたるもの」とは、市町村の区域を超える事務であって数市町村にわたるもの、全県的なもの、あるいは複数の都道府県又は全国的なものの当該都道府県の区域におけるもの、のすべてを含むものである。例えば、・・・治山治水事業、・・・広範囲な環境保全整備等広域にわたる区域を対象にして一定の行政目的の実現又は行政水準の確保を図るものなどがある。
- ・「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの」とは、事務の規模が大きいため、これを処理するのに大きな財政力を必要とし、一般の市町村の負担に耐えられないもの、事務の性質からして高度な技術力や専門的な能力を必要とするため、一般の市町村ではそのような技術・能力を有するスタッフを確保して当該事務を一市町村の区域内において処理することが困難であると思われるもの、対象が散在していることなどから市町村ごとに処理するのは甚だしく非効率的であると思われるものなどである。
- ・単に同一内容の事務が二重に行われることをすべて「競合」とすべきではない。たとえば、病院施設等において相互に需要に応じきれない場合は「競合」とはならないが、設備過剰となり、相互に又は一方に経営が成りたたないような事態となれば、「競合」といえる。